

2021年（令和3年）10月8日

死刑確定者の処遇に関するアンケートの実施について(概要)

1 今般、日本弁護士連合会では、全国の死刑確定者を対象としてアンケート調査を実施した。これは、2006年1月、2009年12月～2010年2月に実施したアンケートに続き、死刑確定者の処遇に関して当連合会として行う第3回目の調査である。具体的には、2020年12月3日現在の死刑確定者（計108人）に、処遇に関するアンケート調査への協力を求めたところ、73人より返信があり（回収率67.5%）、うち、69人から回答が得られた。

2 回答者の性別は、男性63人（91.3%）、女性5人（7.2%）、その他・答えたくない1人（1.4%）であった。

年代別では70代が最も多く（18人、26%）で、以下、順に50代（16人、23.1%）、60代（13人、18.8%）、40代（12人、17.3%）、30代（8人、11.5%）、80代以上（2人、2.8%）であった。69人中、50人（72.4%）が再審請求中であると回答し、また、16人（23.1%）が恩赦を出願していると回答した。

3 日本の死刑確定者処遇については、国際人権（自由権）規約委員会、拷問禁止委員会をはじめとして国際社会から非人道性が指摘されており、当連合会もその改善を求める意見を述べてきた。しかしながら今回の調査によっても、弁護士との面会への職員立会いの省略が進んでいる点を除いては、前回の調査以降、全般的に改善が進んでいないことが見て取れる。具体的な質問項目、回答状況の詳細については、別紙「死刑確定者に対するアンケート調査の結果について」（以下「調査結果」という。）を参照されたい。以下では、そのごく一部を挙げてみる。

死刑確定者の外部交通（面会・信書の発受）の相手方は、家族・親族や弁護士以外は厳しく制限されているが、ようやく認められた外部交通が、相手方の事情によって途絶えてしまうこともある。しかし、従来の相手方に代えて、あるいはそれに加えて、新たな相手方との外部交通を希望しても、認められない場合が多い（調査結果7～8頁参照）。その結

果、誰とも外部交通ができなくなったという訴えもある（調査結果39頁参照）。なお、過去3年間に、誰とも外部交通がなかったと回答した人が3人いた。（調査結果5～6頁参照）。

死刑確定者の処遇は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室（単独室）において行うとされている（法第36条第1項・第2項）。過去1年間（2019年12月から2020年11月まで）に、面会・運動・入浴・診察など居室外での用事がある場合を除いて、居室から出ることはあったかどうかについて尋ねたところ、27人から「あった」との回答があった。しかし具体的にどのような理由で居室外に出たかを尋ねると、「教誨」、「職員との面接」、「捜検・転室」など、いずれも質問において例示した用件に準じる場合であり、集団処遇のために居室を出た例はなかった。また、同期間中に、居室外で他の被収容者と過ごすことが「あった」と回答したのは2人だけであり、具体的には「入浴時」との回答が1人（他の1人は無回答）であった（調査結果27～28頁参照）。

さらに、逃走や自殺などの事故防止の観点から、動静は厳しく監視が行われるほか、使用できる物品なども著しく制約されるため、運動用具や筆記用具等の制限に対する不満が多く出された（調査結果35～39頁参照）。宗教上の教誨も、多くの場合、職員の立会いのもとに行われ、かつ、実施回数も減少しているなど、以前より更に後退した面もあることが明らかとなった（調査結果31頁）。なお、当連合会による2021年3月22日付け「東京拘置所における教誨への立会いに関する人権救済申立事件（警告）」参照）。

調査全体を通じ、他者との触れ合いを著しく制限され、孤立する死刑確定者の姿が改めて浮き彫りになった。

- 4 今回の調査は、過去2回の調査に比べ、質問事項が詳細かつ多岐にわたったため、質問の趣旨を把握できていないと思われる回答が多く見られた。その上、施設職員による検査を経て発信されるアンケートへの回答を躊躇する記載も散見され、書面による調査によって正確な情報を得ることの限界が実感された。しかし、こうした制約のもとにおいても、死刑確定者に対する処遇の実情を相当程度明らかにすることができたと考える。

この調査結果が, 死刑制度そのものの廃止を議論する場面をも含めて, 制度・実務の改善のための議論に幅広くいかされることを望む。

以上